

# 個人情報保護規定

## Privacy Policy

マネジメント・ソリューション株式会社（以下「当社」という）は、資産形成コンサルティング、資産運用コンサルティング、ファイナンシャルプランニング、金融商品仲介業、生命保険代理店、相続コンサルティング業務等を核とした事業活動を行っています。

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、事業活動を通じてお客様から取得する個人情報及び当社従業員の個人情報（以下、「個人情報」という。）は、当社にとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは、当社の重要な社会的責務と認識しております。

したがって、当社は、事業活動を通じて取得する個人情報を、以下の方針に従って取り扱い、個人情報保護に関して、お客様及び当社従業員への「安心」の提供及び社会的責務を果たしていきます。

### 方針

#### 1. 個人情報の取得、利用及び提供に関して

- 適法、かつ、公正な手段によって個人情報を取得いたします。
- 利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を利用いたします。
- 個人情報を第三者に提供する場合には、事前に本人の同意を取ります。
- 取得した個人情報の目的外利用はいたしません。又、目的外利用を行わないための措置を講じます。
- 目的外利用の必要が生じた場合は新たな利用目的の再同意を得た上で利用いたします。

#### 2. 法令、国が定める指針その他の規範（以下「法令等」という。）に関して

個人情報を取り扱う事業に関連する法令等を常に把握することに努め、当社事業に従事する従業員（以下、「従業員」という）に周知し、遵守いたします。

### 3. 個人情報の安全管理に関して

- ・ 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損などの様々なリスクを防止すべく、個人情報の安全管理のための迅速な是正措置を講じる体制を構築し維持いたします。
- ・ 点検を実施し、発見された違反や事故に対して、速やかにこれを是正するとともに、弱点に対する予防処置を実施いたします。
- ・ 安全に関する教育を、従業者に徹底いたします。

### 4. 苦情・相談に関して

個人情報の取扱いに関する苦情及び相談については、個人情報問合せ窓口を設け、迅速な対応が可能な体制を構築し、誠意をもって対応いたします。

### 5. 継続的改善に関して

- ・ 当社の個人情報保護マネジメントシステムは、個人情報保護のため、内部規程遵守状況を監視及び監査し、違反、事件、事故及び弱点の発見に努め、経営者による見直しを実施いたします。これを管理策及び内部規程に反映し、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に努めます。
- ・ 改善においては、関連法令等に準拠いたします。  
資産形成コンサルティング・資産運用コンサルティング、ファイナンシャルプランニング、金融商品仲介業、生命保険代理店、相続コンサルティング業務等ファイナンシャルプランナー事務所の他、証券会社並びに生命保険会社の代理店として、各社におけるプライバシーポリシーを遵守するとともに、当社独自のプライバシーポリシーをも遵守するため、当社における個人情報の取得、管理等の取扱い方法に関し、この規程（以下「本規程」という。）を定める。

## 個人情報保護規定

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、ファイナンシャルプランナー、金融商品仲介業および保険代理業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じる。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるように取り組む。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善する。

## 第1章 個人情報の取得及びデータ入力

当社は、業務上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得する。

### 第1-1条 定義

本規程において個人情報の「取得」とは、本人または第三者から個人情報を物理的又は電子的手段により取得することをいう（社内の他部門からの取得は含まない）。

本規程において個人情報の「入力」とは、取得した個人情報をデータベース等の情報システムに物理的および電子的に入力することなどをいう。

### 第1-2条 取得・入力に関する取扱者の役割・責任および取扱者の限定

当社は、代表取締役社長を個人データ管理責任者とする。

個人データ管理責任者は、個人情報の取得・入力に関する取扱者の役割・責任を定め、組織内に周知しなければならない。

個人データ管理者は、各部署において業務上必要な者に限り個人情報の取得・入力が行われるよう取扱者を限定しなければならない。

### 第1-3条 センシティブ情報の取得・入力に関する取扱者の限定

個人データ管理者は、個人情報のうち、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合の加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報（以下、「センシティブ情報」という。）の取得・入力の取扱者を必要最小限に限定しなければならない。

### 第1-4条 取得・入力の対象となる個人データの限定

個人データ管理者は、取得・入力する個人情報を業務上必要な範囲内に限定しなければならない。

### 第1-5条 取得・入力時の照合および確認手続き

個人データの取扱者は、個人情報を取得するときには、情報提供者の本人確認および権限等の確認を行わなければならない。

個人データの取扱者は、個人情報を入力するときには、入力データが正確であることを確認しなければならない。

### 第1-6条 取得・入力の規格外作業に関する申請および承認手続き

個人データの取扱者は、本規程に定める以外の方法で個人情報を取得・入力する場合は、個人データ管理者に申請し、承認を得たうえで行わなければならない。

### 第1-7条 機器・記録媒体等の管理手続き

個人データ管理者は、取得・入力した個人情報が保存された機器・記録媒体等の設置場所の

指定ならびに管理区分および権限の設定をし、必要に応じ変更しなければならない。  
個人データの取扱者は、前項の指定および設定に従い、個人情報が入力された機器・記録媒体等を適切に保管しなければならない。

#### 第1-8条 個人データのアクセス制御

個人データ管理者は、取得・入力した個人情報のアクセスを制御するために、取得・入力した個人データが保存された機器・記録媒体等に関して以下の措置を講じなければならない。

- ・個人情報の入力に必要なパスワードの管理を徹底する。
- ・個人情報が保存された機器・記録媒体等を保管するスペースの部外者の立ち入りを制限する。
- ・受信した郵便物やFAX等の個人情報について適切な管理を行う。

#### 第1-9条 取得・入力状況の記録および分析

個人データの取扱者は、個人情報を取得・入力する場合、情報の種類や形態等に応じて、必要に応じ、かつ適切に取得・入力状況について記録を行わなければならない。

個人データ管理者は、個人情報の漏えい等の防止のため、必要に応じ記録された状況を確認する。

#### 第1-10条 センシティブ情報の取得の制限

個人データの取扱者は、センシティブ情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得してはならない。

- ・適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合の所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得する場合
- ・前各号のほか、金融庁ガイドライン第6条第1項各号に掲げる場合

#### 第1-11条 センシティブ情報の取得に際して本人同意が必要である場合における本人同意の取得および本人の説明事項

個人データの取扱者は、前条1.に基づきセンシティブ情報を取得する場合には、当該センシティブ情報を保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意（原則として書面による。）に基づき業務遂行上必要な範囲で取得しなければならない。

個人データの取扱者は、前項において本人の同意に基づかない場合には、当該センシティブ情報を取得してはならない。

個人データの取扱者は、郵送等により取得した個人データが含まれる文書等にセンシティブ

情報が含まれている場合は、原則として、本人の指定した方法により、当該情報を速やかに本人に返却もしくは廃棄する。

ただし当該文書等に記載された他の情報が業務遂行上必要な場合、個人データの取扱者は、直ちに当該センシティブ情報の記載部分を判読不能な状態にして取り扱うものとする。

## 第2章 個人情報の利用及び加工

### 第2-1条 目的

本規程は、当社における個人データの安全管理措置のうち、個人データの「利用・加工」段階の取り扱いについて定めたものである。

### 第2-2条 定義

個人情報の「利用」とは、個人データを利用目的の範囲内で取扱うことなどをいう。

個人情報の「加工」とは、個人データの更新を行うこと、または個人データを利用し、新たなデータベースを作成することなどをいう。「管理区域」とは 営業範囲を勘案して予め指定した区域をいう。

### 第2-3条 利用目的

当社は、取得した個人情報を証券会社ならびに保険会社より、金融商品仲介業・保険募集業務の委託を受けて当該業務の遂行に必要な範囲内で利用する。また、当社は経営コンサルタント業を営んでおり、当該業務の遂行に必要な範囲でも利用する。当社における具体的な個人情報の利用目的は以下のとおりである。

- ・当社が取り扱う金融商品ならびに生命保険・年金保険の情報と付帯サービスの提供
- ・金融商品仲介業・保険代理店業および経営コンサルタント業におけるサービス提供

### 第2-4条 利用・加工に関する取扱者の役割・責任および取扱者の限定

個人データ管理責任者は、個人データの利用・加工に関する取扱者の役割・責任を定め、組織内に周知しなければならない。

個人データ管理者は、各部署において、業務上必要な者に限り個人データの利用・加工が行われるよう取扱者を限定しなければならない。

### 第2-5条 センシティブ情報の利用・加工に関する取扱者の限定

個人データ管理者は、個人データのうち、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合の加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報の利用・加工の取扱者を必要最小限に限定しなければならない。

## 第 2-6 条 利用・加工の対象となる個人データの限定

個人データ管理者は、利用・加工する個人データを業務上必要な範囲内のものに限定しなければならない。

## 第 2-7 条 利用・加工時の照合および確認手続き

個人データの取扱者は、利用する個人データが対象データとして正しいかについて確認しなければならない。

個人データの取扱者は、利用する個人データが正しく加工されたかについて元データと照合しなければならない。

## 第 2-8 条 利用・加工の規格外作業に関する申請および承認手続き

個人データの取扱者は、本規程に定める以外の方法で個人データを利用・加工する場合は、個人データ管理者に申請し、承認を得たうえで行わなければならない。

## 第 2-9 条 機器・記録媒体等の管理手続き

個人データ管理者は、利用・加工する個人データが保存された機器・記録媒体等の設置場所の指定ならびに管理区分および権限の設定をし、必要に応じ変更しなければならない。

個人データの取扱者は、前項の指定および設定に従い、個人データが保存された機器・記録媒体等を適切に保管しなければならない。

## 第 2-10 条 個人データのアクセス制御

個人データ管理者は、利用・加工する個人データのアクセスを制御するために、利用・加工する個人データが保存された機器・記録媒体等に関して以下の措置を講じなければならない。

- ・個人データの利用・加工に必要なパスワードの管理を徹底する。
- ・個人データが保存された機器・記録媒体等を保管するスペースの部外者の立ち入りを制限する。
- ・個人データ管理者は、センシティブ情報のアクセス制御について、当該情報の利用・加工を認められた必要最小限の取扱者に限り利用・加工が行われるようパスワードを付与すると共に、パスワードの管理を徹底しなければならない。

## 第 2-11 条 利用・加工状況の記録および分析

個人データの取扱者は、個人データを利用・加工する場合、データの種類や形態等に応じて、必要に応じ、かつ適切に取得・入力状況について記録を行わなければならない。

個人データ管理者は、個人データの漏えい等の防止のため、必要に応じ、記録された状況を確認する。

## 第 2-12 条 センシティブ情報の利用・加工の制限

個人データの取扱者は、センシティブ情報については、次に掲げる場合を除くほか、利用・加工してはならない。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を利用・加工する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を利用・加工する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合の所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を利用・加工する場合
- ・ 前各号のほか、金融庁ガイドライン第 6 条第 1 項各号に掲げる場合

## 第 2-13 条 センシティブ情報の利用に際して本人同意が必要である場合における本人同意の取得および本人の説明事項

個人データの取扱者は、前条①に基づきセンシティブ情報を利用する場合には、当該センシティブ情報を保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意（原則として書面による。）に基づき業務遂行上必要な範囲で利用しなければならない。

個人データの取扱者は、前項において本人の同意に基づかない場合には、当該センシティブ情報を利用してはならない。

個人データの取扱者は、郵送等により取得した個人データが含まれる文書等にセンシティブ情報が含まれている場合は、原則として、本人の指定した方法により、当該情報を速やかに本人に返却もしくは廃棄する。

ただし、当該文書等に記載された他の情報が業務遂行上必要な場合、個人データの取扱者は、直ちに当該センシティブ情報の記載部分を判読不能な状態にして取り扱うものとする。

## 第 2-14 条 個人データの管理区域外の持ち出しに関する措置

個人データ管理責任者は、個人データの管理区域外への持ち出しに関する取扱者の役割・責任を定め、組織内に周知しなければならない。

個人データ管理者は、個人データの管理区域外の持ち出しに関する取扱者を必要最小限にしなければならない。

個人データ管理者は、管理区域外に持ち出すことが可能な個人データを業務上必要最小限の範囲に限定しなければならない。

個人データ管理者は、個人データの管理区域外の持ち出しに際し、個人データを持ち出す者が第 2 項で限定された取扱者本人であることを確認しなければならない。また、個人データ管理者は、持ち出す個人データが第 3 項により持ち出すことを限定した個人データの範囲内であるか確認しなければならない。

個人データの取扱者は、個人データを管理区域外に持ち出す場合には、個人データ管理者に申請し、承認を得たうえで行わなければならない。

個人データの取扱者は、個人データを管理区域外に持ち出す場合には、別に定める件数等に

限ると共に、個人データが保存された機器・媒体等を常時携行するなど適切に管理しなければならない。

個人データの取扱者は、個人データを管理区域外に持ち出す場合には、データの種類や形態等に応じて、必要かつ適切に持ち出した個人データの状況について報告および記録を行わなければならない。

個人データ管理者は、個人データの漏えい等の防止のため、必要に応じ、報告および記録された状況を確認する。

#### 第 2-15 条 個人データの利用者の識別および認証

個人データ管理者は、個人データを利用・加工する取扱者の識別および認証機能を設けなければならない。

#### 第 2-16 条 個人データの管理区分の設定およびアクセス制御

個人データ管理者は、個人データの利用・加工段階における管理区分の設定およびアクセス制御機能を設けなければならない。

個人データ管理者は、前項のアクセス制御機能の設定にあたっては、センシティブ情報の利用・加工の取扱者が必要最小限の者に限定されるよう設定しなければならない。

#### 第 2-17 条 個人データのアクセス権限の管理

個人データ管理者は、個人データの利用・加工段階におけるアクセス権限に関する機能を設けなければならない。

個人データ管理者は、前項のアクセス権限に関する機能の設定にあたっては、センシティブ情報の利用・加工の取扱者が必要最小限の者に限定されるよう設定しなければならない。

#### 第 2-18 条 個人データの漏えい・き損等防止策

個人データ管理者は、個人データの利用・加工段階における漏えい・き損等の防止策を講じなければならない。

#### 第 2-19 条 個人データのアクセス記録および分析

個人データ管理者は、個人データの利用・加工段階におけるアクセス記録を取得し、必要な期間保管するとともに、個人データの漏えい等の防止のため、必要に応じてこれを分析しなければならない。

#### 第 2-20 条 個人データを取扱う情報システムの稼働状況の記録および分析

個人データ管理者は、個人データの利用・加工段階におけるシステムの稼働状況に関し記録を取得し、必要な期間保管するとともに、個人データの漏えい等の防止のため、必要に応じてこれを分析しなければならない。

### 第 3 章 個人情報の保管及び保存



### 第 3-1 条 目的

本規程は、当社における個人データの安全管理措置のうち、個人データの「保管・保存」段階の取扱いについて定めたものである。

### 第 3-2 条 定義

「保管」とは、個人データを加工せず、オフィスフロア内に置き管理することなどをいう。

「保存」とは、個人データを加工せず、オフィスフロア外（書庫等）に置き廃棄に至るまで管理すること、およびパソコンや電子媒体等に電子データを格納し消去にいたるまで管理すること（個人データのバックアップを含む。）などをいう。

### 第 3-3 条 保管・保存に関する取扱者の役割・責任および取扱者の限定

個人データ管理責任者は、個人データの保管・保存に関する取扱者の役割・責任を定め、組織内に周知しなければならない。

個人データ管理者は、各部署において、業務上必要な者に限り個人データの保管・保存が行われるよう取扱者を限定しなければならない。

### 第 3-4 条 センシティブ情報の取得・入力に関する取扱者の限定

個人データ管理者は、個人データのうち、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合の加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、並びに犯罪歴に関する情報の保管・保存の取扱者を必要最小限に限定して定めなければならない。

### 第 3-5 条 保管・保存の対象となる個人データの限定

個人データ管理者は、保管・保存する個人データを業務上必要な範囲内のものに限定しなければならない。

### 第 3-6 条 保管・保存の規格外作業に関する申請および承認手続き

個人データの取扱者は、本規程に定める以外の方法で個人データを保管・保存する場合は、個人データ管理者に申請し、承認を得たうえで行わなければならない。

### 第 3-7 条 機器・記録媒体等の管理手続き

個人データ管理者は、個人データ管理台帳を踏まえ、個人データが保存された機器・記録媒体等の保管場所等の指定ならびに管理区分および権限の設定をし、必要に応じ変更しなければならない。

個人データの取扱者は、前項の指定および設定に従い、個人データが保存された機器・記録媒体等を適切に保管しなければならない。

### 第 3-8 条 個人データのアクセス制御

個人データ管理責任者は、保管・保存する個人データのアクセスを制御するために、保管・

保存した個人データが保存された機器・記録媒体等に関して以下の措置を講じなければならない。

個人データの保管・保存に必要な ID およびパスワードの管理を徹底する。

個人データが保存された機器・記録媒体等を保管するスペース-の部外者の立ち入りを制限する。

個人データ管理者は、センシティブ情報のアクセス制御について、当該情報の保管・保存を認められた必要最小限の取扱者に限り保管・保存が行われるよう ID およびパスワードを付与すると共に、ID およびパスワードの管理を徹底しなければならない。

### 第 3-9 条 保管・保存状況の記録および分析

個人データの取扱者は、個人データを保管・保存する場合、データの種類や形態等に応じて、必要に応じ、かつ適切に保管・保存状況について記録を行わなければならない。

個人データ管理者は、個人データの漏えい等の防止のため、必要に応じ、記録された状況を確認する。

### 第 3-10 条 個人データに関する障害発生時の対応・復旧手続き

個人データ管理者は、保管・保存した個人データについて、取扱者に対し定期的にバックアップ等を行うよう徹底すると共に、保管・保存した個人データに障害が発生した際にはバックアップデータ等により復旧させなければならない。

個人データの取扱者は、作成したバックアップデータ等を適切に管理しなければならない。

第 3-11 条 個人データの利用に関して、個人データ管理者は、個人データを保管・保存する取扱者の識別および認証機能を設けなければならない。

### 第 3-12 条 個人データの管理区分の設定およびアクセス制御

個人データ管理者は、個人データの保管・保存段階における管理区分の設定およびアクセス制御機能を設けなければならない。

個人データ管理者は、前項のアクセス制御機能の設定にあたっては、センシティブ情報の保管・保存の取扱者が必要最小限の者に限定されるよう設定しなければならない。

### 第 3-13 条 個人データのアクセス権限の管理

個人データ管理者は、個人データの保管・保存段階におけるアクセス権限に関する機能を設けなければならない。

個人データ管理者は、前項のアクセス権限に関する機能の設定にあたっては、センシティブ情報の保管・保存の取扱者が必要最小限の者に限定されるよう設定しなければならない。

### 第 3-14 条 個人データの漏えい・き損等防止策

個人データ管理者は、データの保管・保存段階で漏えい・き損等の防止策を講じなければならない。

### 第 3-15 条 個人データのアクセス記録および分析

個人データ管理者は、個人データの保管・保存段階におけるアクセス記録を取得し、必要な期間保管するとともに、個人データの漏えい等の防止のため、必要に応じてこれを分析しなければならない。

### 第 3-16 条 個人データを取扱う情報システムの稼動状況の記録および分析

個人データ管理者は、個人データの保管・保存段階におけるシステムの稼動状況に関し記録を取得し、必要な期間保管するとともに、個人データの漏えい等の防止のため、必要に応じてこれを分析しなければならない。

## 第 4 章 個人情報移動等

本規程は、当社における個人データの安全管理措置のうち、個人データの「移送・送信」段階の取扱いについて定めたものである。

### 第 4-1 条 個人データの安全管理措置

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性、最新性を確保するために適切な措置を講じています。

### 第 4-2 条 定義

「移送」とは、物理的な手段により個人データを異なる場所や人に移すことなどをいう。

「送信」とは、電子的な手段により個人データを異なる場所や人に移すことなどをいう。

### 第 4-3 条 移送・送信に関する取扱者の役割・責任および取扱者の限定

個人データ管理責任者は、個人データの移送・送信に関する取扱者の役割・責任を定め、組織内に周知しなければならない。

個人データ管理者は、各部署において業務上必要な者に限り個人データの移送・送信が行われるよう取扱者を限定しなければならない。

### 第 4-4 条 センシティブ情報の移送・送信に関する取扱者の限定

個人データ管理者は、個人データのうち、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合の加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報の移送・送信の取扱者を必要最小限に限定して定めなければならない。

### 第 4-5 条 移送・送信の対象となる個人データの限定

個人データ管理者は、移送・送信する個人データを業務上必要な範囲内のものに限定しなければならない。

#### 第4-6条 移送・送信時の照合および確認手続き

個人データの取扱者は、個人データの移送・送信するときには、移送・送信先に相違がないか照合および確認を行わなければならない。

#### 第4-7条 移送・送信の規格外作業に関する申請および承認手続き

個人データの取扱者は、本規程に定める以外の方法で個人データを移送・送信する場合は、個人データ管理者に申請し、承認を得たうえで行わなければならない。

#### 第4-8条 個人データのアクセス制御

個人データ管理者は、移送・送信する個人データのアクセスを制御するために、移送・送信する個人データが保存された機器・記録媒体等に関し以下の措置を講じなければならない。

個人データの移送・送信に必要なIDおよびパスワードの管理を徹底する。

個人データが保存された機器・記録媒体等を保管するスペースの部外者の立ち入りを制限する。

個人データ管理者は、センシティブ情報のアクセス制御について、当該情報の移送・送信を認められた必要最小限の取扱者に限り移送・送信が行われるようIDおよびパスワードを付与するとともに、IDおよびパスワードの管理を徹底しなければならない。

#### 第4-9条 移送・送信状況の記録および分析

個人データの取扱者は、個人データを移送・送信する場合、データの種類や形態等に応じて、必要に応じ、かつ適切に取得・入力状況について記録を行わなければならない。

個人データ管理者は、個人データの漏えい等の防止のため、必要に応じ、記録された状況を確認する。

#### 第4-10条 センシティブ情報の移送・送信の制限

個人データの取扱者は、センシティブ情報については、次に掲げる場合を除くほか、移送・送信してはならない。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を移送・送信する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を移送・送信する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合の所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を移送・送信する場合
- ・ 前各号のほか、金融庁ガイドライン第6条第1項各号に掲げる場合

#### 第 4-11 条 個人データに関する障害発生時の対応・復旧手続き

個人データ管理者は、移送・送信する個人データについて、取扱者に対し定期的にバックアップ等を行うよう徹底すると共に、移送・送信した個人データに障害が発生した際にはバックアップデータ等により復旧させなければならない。

個人データの取扱者は、作成したバックアップデータ等を適切に管理しなければならない。

#### 第 4-12 条 個人データの利用者の識別および認証

個人データ管理者は、個人データを移送・送信する取扱者の識別および認証機能を設けなければならない。

#### 第 4-13 条 個人データの管理区分の設定およびアクセス権限の制御

個人データ管理者は、個人データの移送・送信段階における管理区分の設定およびアクセス制御機能を設けなければならない。

個人データ管理者は、前項のアクセス制御機能の設定にあたっては、センシティブ情報の移送・送信の取扱者が必要最小限の者に限定されるよう設定しなければならない。

#### 第 4-14 条 個人データの漏えい・き損等防止策

個人データ管理者は、個人データの移送・送信段階における漏えい・き損等の防止策を講じなければならない。

#### 第 4-15 条 個人データのアクセス記録および分析

個人データ管理者は、個人データの移送・送信段階におけるアクセス記録を取得し、必要な期間保管するとともに、個人データの漏えい等の防止のため、必要に応じてこれを分析しなければならない。

#### 第 4-16 条 個人データの第三者への提供

当社は、個人データの第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

個人データ管理者は、個人データの移送・送信段階におけるアクセス記録を取得し、必要な期間保管するとともに、個人データの漏えい等防止のため、必要に応じてこれを分析しなければならない。

#### （情報セキュリティポリシー）

マネジメント・ソリューション株式会社は、資産形成コンサルティング・資産運用コンサルティング、ファイナンシャルプランニング、金融商品仲介業、生命保険代理店、相続コンサルティング等の業務上、ファイナンシャルプランナー事務所や当社に対し 金融商品や保険商品の募集業務の委託を行う証券会社ならびに保険会社ならびに生命保険会社の代理店として各会社におけるプライバシーポリシーを遵守するとともに、当社独自のプライバシーポリシーをも遵守するため、当社における個人情報の取得、管理等の取扱い方法に関し、この規程を定めます。

#### （個人情報保護宣言）

マネジメント・ソリューション株式会社は、事業運営上取り扱う情報資産をあらゆる脅威から保護するため、情報セキュリティに関する方針を定め、個人情報の保護、セキュリティレベルの向上に取り組みます。当社は 本方針に基づき 情報セキュリティ確保のための諸規定を定め、役職員等に周知徹底することにより、今後も情報に対する適切な管理に努めます。

#### ・本方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、当社の事業運営に使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等で構成される情報システム、情報、及びこれらの情報に接する当社に所属する全ての役員・職員（従業員、アルバイトを問わない）とします。

#### ・基本方針

当社は、事業運営上取り扱う全ての情報資産に対して管理責任を明確にし、その重要度に応じた管理を行います。

当社は、情報がその目的に沿って適切に使用されるよう、業務上必要と認められる正当な情報の利用のみを許可します。

当社は、情報の利用及び保管に関して、その内容が正確及び完全であるように努めます。

当社は、利用権限に応じて、情報が必要な時に利用できるように努めます。

当社の全ての役員・職員等は、本方針の実施に責任を負うとともに、関連法令、契約上の義務、本方針及び諸規定類を尊重し、遵守します。

当社は、役員・職員等に対して、教育及び訓練を通じ、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の適切な使用を行うように周知徹底を図ります。また、本方針に違反した際には、厳正な処分をもって対処します。

当社は、関係機関及び会社の要請、並びに法令等の変更に対応するために、本方針及び諸規定類を定期的に見直し、必要に応じて改善を行います。

2019年9月1日  
マネジメント・ソリューション株式会社  
代表取締役社長 浅田 孝